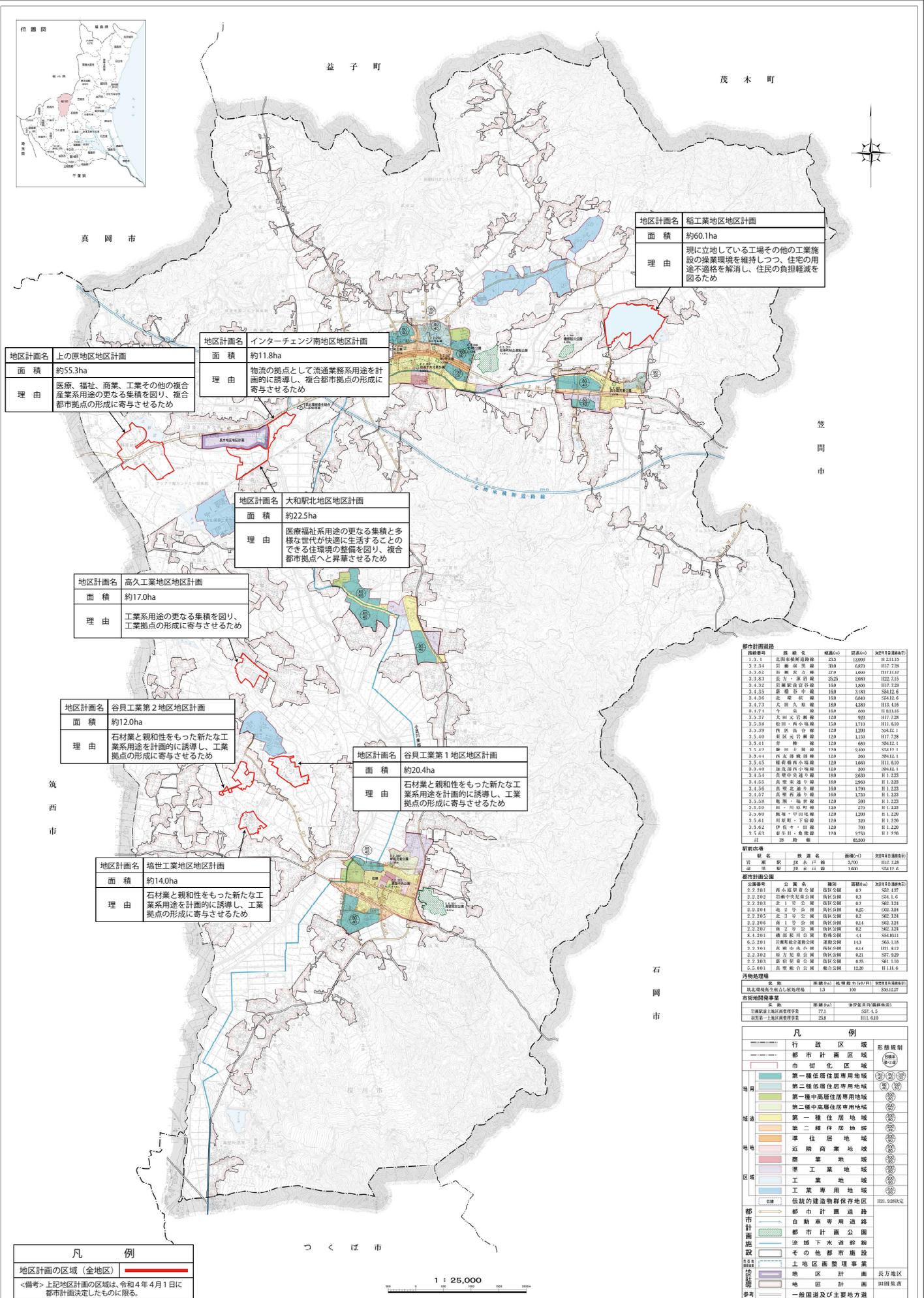


地区計画総括図

「国土利用計画法」第11条第1項第2号の地区計画（以下「地区計画」という。）の区域を、令和4年4月1日現在の都市計画決定に基づき、図示する。

令和三年三月



地区計画名 稲工業地区地区計画
面積 約60.1ha
理由 現に立地している工場その他の工業施設の操業環境を維持しつつ、住宅の用途不適格を解消し、住民の負担軽減を図るため

地区計画名 インターチェンジ南地区地区計画
面積 約11.8ha
理由 物流の拠点として流通業務系用途を計画的に誘導し、複合都市拠点の形成に寄与させるため

地区計画名 上の原地区地区計画
面積 約55.3ha
理由 医療、福祉、商業、工業その他の複合産業系用途の更なる集積を図り、複合都市拠点の形成に寄与させるため

地区計画名 大和駅北地区地区計画
面積 約22.5ha
理由 医療福祉系用途の更なる集積と多様な世代が快適に生活することのできる住環境の整備を図り、複合都市拠点へと昇華させるため

地区計画名 高久工業地区地区計画
面積 約17.0ha
理由 工業系用途の更なる集積を図り、工業拠点の形成に寄与させるため

地区計画名 谷貝工業第2地区地区計画
面積 約12.0ha
理由 石材業と親和性をもった新たな工業系用途を計画的に誘導し、工業拠点の形成に寄与させるため

地区計画名 谷貝工業第1地区地区計画
面積 約20.4ha
理由 石材業と親和性をもった新たな工業系用途を計画的に誘導し、工業拠点の形成に寄与させるため

地区計画名 埴世工業地区地区計画
面積 約14.0ha
理由 石材業と親和性をもった新たな工業系用途を計画的に誘導し、工業拠点の形成に寄与させるため

路線番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	決算年度(路線番号)
1.3.1	長良川新橋道路	25.5	12,000	H 21.1.15
3.2.34	宮原道	30.0	6,670	H17.7.28
3.3.62	石原坂	17.0	1,000	H17.11.17
3.3.63	長方・藤原	25.05	2,000	H22.7.15
3.4.32	宮原道	15.0	1,000	H17.7.28
3.4.35	新橋道	16.0	3,180	SS412.6
3.4.36	北郷道	16.0	6,640	SS412.6
3.4.73	大田久道	18.0	4,280	H13.4.16
3.4.74	今道	16.0	800	H 10.11.12
3.5.37	大田久道	12.0	920	H17.7.28
3.5.38	松田・西水堀	15.0	1,710	H11.6.10
3.5.39	西水堀	12.0	1,200	SS412.1
3.5.40	東区北宮原	12.0	1,150	H17.7.28
3.5.41	青柳	12.0	800	SS412.1
3.5.42	東田上道	12.0	9,000	SS419.1
3.5.43	西水堀	12.0	300	SS412.1
3.5.44	藤原西水堀	12.0	1,600	H11.6.10
3.5.45	藤原西水堀	12.0	300	SS412.1
3.4.34	宮原道	18.0	2,630	H 1.2.21
3.4.35	宮原道	18.0	2,600	H 1.2.21
3.4.36	宮原道	16.0	1,700	H 1.2.21
3.4.37	宮原道	16.0	1,700	H 1.2.21
3.5.38	西水堀	12.0	900	H 1.2.21
3.5.39	西水堀	12.0	870	H 1.2.21
3.5.40	西水堀	12.0	1,200	H 1.2.21
3.5.41	西水堀	12.0	820	H 1.2.21
3.5.42	伊豆川・田原	12.0	700	H 1.2.21
3.5.43	伊豆川・田原	12.0	970	H 1.2.21
計	道路		63,500	

駅名	線名	駅番号	決算年度(路線番号)
若原	伊勢線	5700	H11.7.28
埴世	伊勢線	1400	SS419.6

都市計画公園	公園名	種別	面積(ha)	決算年度(路線番号)
2.2.201	西水堀公園	街区公園	0.7	SS 497
2.2.202	宮原公園	街区公園	0.3	SS414.5
2.2.203	北1号公園	街区公園	0.2	SS 324
2.2.204	北2号公園	街区公園	0.05	SS 304
2.2.205	北3号公園	街区公園	0.2	SS 324
2.2.206	南1号公園	街区公園	0.14	SS 324
2.2.207	南2号公園	街区公園	0.2	SS 324
4.4.201	藤原公園	野趣公園	4.4	SS410.1
6.5.201	宮原総合運動公園	運動公園	14.3	SS 118
2.2.208	宮原公園	街区公園	0.14	H 1.2.21
2.2.209	宮原公園	街区公園	0.21	SS 729
2.2.210	宮原公園	街区公園	0.25	SS 110
2.5.201	宮原公園	街区公園	1.20	H 11.6

汚物処理場	名称	面積(ha)	処理能力(t/日)	決算年度(路線番号)
1.3		1.3	100	SS 117

市街地開発事業	名称	面積(ha)	決算年度(路線番号)
1	市街地開発事業	25.8	H11.6.10

凡例	行政区域	形態規制
市街地	市街地	第一種低層住居専用地域
市街地	市街地	第二種低層住居専用地域
市街地	市街地	第一種中高層住居専用地域
市街地	市街地	第二種中高層住居専用地域
市街地	市街地	第一種住居地域
市街地	市街地	第二種住居地域
市街地	市街地	準住居地域
市街地	市街地	近隣商業地域
市街地	市街地	商業地域
市街地	市街地	準工業地域
市街地	市街地	工業地域
市街地	市街地	伝統的建造物保存地区
都市計画施設	都市計画道路	
都市計画施設	自動車専用道路	
都市計画施設	都市計画公園	
都市計画施設	道路下水道施設	
都市計画施設	その他都市施設	
都市計画施設	土地区画整理事業	
都市計画施設	地区計画	長方地区
都市計画施設	地区計画	田原集落
都市計画施設	一般国道及び主要地方道	

凡例
地区計画の区域(全地区)
 <備考>上記地区計画の区域は、令和4年4月1日に都市計画決定したものに限る。

1 : 25,000

下館・結城都市計画区域 用途地域総括図

「用途地域」は国土利用計画法（昭和30年法律第200号）に基づき制定されたものであり、用途地域の指定は、用途地域法（昭和30年法律第201号）に基づき行われる。

令和三年三月



真岡市

益子町

茂木町

番号	1
地区名	間中工業南地区
面積	約2.4ha
理由	住宅の用途不適格を解消し、住民の負担軽減を図るため

番号	2
地区名	稲工業地区
面積	約60.1ha
理由	現に立地している工場その他の工業施設の操業環境を維持しつつ、住宅の用途不適格を解消し、住民の負担軽減を図るため

碓氷市

桜川市

笠間市

道路計画道路	路線名	幅員(m)	延長(m)	決算年度(路線別)
1.3.1	長尾新幹線道路	215	12000	H 21115
3.2.34	宮原道路	300	6500	H17.7.28
3.3.62	石原地区道路	17.0	4000	H17.11.17
3.3.63	長月・藤原線	25.05	2000	H12.7.15
3.4.32	宮原駅前道路	15.0	1000	H17.7.28
3.4.35	新橋中環	16.0	3180	SS412.6
3.4.36	北環	16.0	6480	SS412.6
3.4.73	大田久野線	18.0	4280	H13.4.16
3.4.74	幸谷線	16.0	800	H 01112
3.5.27	大田大宮線	12.0	920	H17.7.28
3.5.38	松田・西水尾線	15.0	1710	H11.6.10
3.5.39	西水尾中環	12.0	1200	SS412.1
3.5.40	東区北宮線	12.0	1150	H17.7.28
3.5.41	青柳線	12.0	800	SS412.1
3.5.42	野田上環線	12.0	3000	SS419.1
3.5.43	西水尾線	12.0	300	SS412.1
3.5.44	藤原西水尾線	12.0	1600	H11.6.10
3.5.45	藤原西水尾線	12.0	300	SS412.1
3.4.34	宮原中環	18.0	2430	H 1.2.23
3.4.35	宮原中環	18.0	2960	H 1.2.23
3.4.36	宮原中環	16.0	1700	H 1.2.23
3.4.37	宮原中環	16.0	1700	H 1.2.23
3.5.38	藤原・西水尾線	12.0	900	H 1.2.23
3.5.39	西水尾中環	12.0	870	H 1.2.23
3.5.40	藤原・西水尾線	12.0	820	H 1.2.23
3.5.41	伊豆野・下野線	12.0	700	H 1.2.20
3.5.42	伊豆野・下野線	12.0	700	H 1.2.20
3.5.43	伊豆野・下野線	12.0	970	H 1.2.20
計	道路		63500	

駅前広場	駅名	幅員(m)	面積(m ²)	決算年度(路線別)
若菜駅	若菜	5700	H11.7.28	
野田駅	野田	1400	SS419.6	

都市計画公園	公園名	種別	面積(ha)	決算年度(路線別)
2.2.201	西水尾児童公園	児童公園	0.7	SS 497
2.2.202	宮原中央児童公園	児童公園	0.3	SS414.5
2.2.203	北1号公園	児童公園	0.2	SS 324
2.2.204	北2号公園	児童公園	0.05	SS 304
2.2.205	北3号公園	児童公園	0.1	SS 324
2.2.206	南1号公園	児童公園	0.14	SS 324
2.2.207	南2号公園	児童公園	0.2	SS 324
4.4.201	藤原北公園	野鳥公園	4.4	SS410.11
6.5.201	宮原南児童遊園地	運動公園	14.3	SS 118
2.2.208	西水尾中央公園	児童公園	0.14	SS 412.1
2.2.209	藤原児童公園	児童公園	0.21	SS 7.29
2.2.210	新橋児童公園	児童公園	0.05	SS 110
2.5.001	宮原中央公園	児童公園	1.00	H 11.6

汚物処理場	名称	面積(ha)	処理能力(t/d)	決算年度(路線別)
北水尾地区汚物処理場		1.0	100	SS 017

市街地開発事業	名称	面積(ha)	決算年度(路線別)
宮原地区市街地開発事業		221	SS 4.5
藤原地区市街地開発事業		25.8	H11.6.10

凡例		
地区計画 (市街化調整区域)	田園集落	
地区計画 (市街化調整区域)	工業	
地区計画 その他		

つくば市

1 : 25,000

凡例		
行政区域	形	色
市街化区域	市街化区域	SS412.1
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	SS 324
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	SS 324
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	SS 324
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	SS 324
第一種住居地域	第一種住居地域	SS 324
第二種住居地域	第二種住居地域	SS 324
準工業地域	準工業地域	SS 324
工業地域	工業地域	SS 324
工業専用地域	工業専用地域	SS 324
伝統的建造物保存地区	伝統的建造物保存地区	H11.6.10
都市計画道路	都市計画道路	SS 497
自動車専用道路	自動車専用道路	SS 497
都市計画公園	都市計画公園	SS 324
油断下水道線	油断下水道線	SS 324
その他都市施設	その他都市施設	SS 324
土地地区整理事業	土地地区整理事業	SS 324
一般国道及び主要地方道	一般国道及び主要地方道	SS 324

地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		用途地域													備考					
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	住宅エリア	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	福祉住宅エリア	医療福祉エリア	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域		準工業地域	工業地域	工業専用地域	(用途地域調整区域を除く)	
建築物の用途制限		○ … 建築ができる用途 ■ … 原則として建築ができない用途 ①, ②, ③, ④, ▲, ■ … 面積, 階数等の制限あり																		
住宅, 共同住宅, 寄宿舍, 下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗, 喫茶店, 理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて, 物品販売店舗, 飲食店, 損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗, 飲食店を除く ⑤ 農産物直売所, 農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え, 500㎡以下のもの			②	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの					③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの																			
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え, 10,000㎡以下のもの																			
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの																			
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 200㎡を超え, 500㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの																			
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの																			
ホテル, 旅館							①	①	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場, スケート場, 水泳場, ゴルフ練習場, パッティング練習場等								▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等								▲	▲		○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋, ぱちんこ屋, 射的場, 馬券・車券発売所等								▲	▲		○	○	○	▲	▲	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場										①	○	○	○				②	②	① 客席200㎡未満 10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下
	キャバレー, ナイトクラブ等, 個室付浴場等													○	▲				○	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学, 高等専門学校, 専修学校等					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所, 一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社, 寺院, 教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場, 診療所, 保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター, 児童厚生施設等	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所									▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)				▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ① ② ③ については, 建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	①	②	②	■	■	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○	(注)一団地の敷地内については別に制限あり ① 600㎡以下 1階以下 ■ 1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ■ 1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下 ③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	自家用倉庫					①	■	■	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)								▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋, 洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車店等で, 作業場の床面積が50㎡以下	①	①	①	①	○	○	○	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。① 2階以下 ② 上記の制限に加えて, 農産物を生産, 集荷, 処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場									①	①	①	②	③	③	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場													③	③	○	○	○	○	② 農産物を生産, 集荷, 処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場															○	○	○	○	③ 150㎡以下
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場																○	○	○	
自動車修理工場										①	①	②		③	③	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下	
火薬, 石油類, ガスなどの危険物貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設					①	■	■	②	○	○									① 1,500㎡以下 2階以下 ■ 1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設																			
	量がやや多い施設																			
	量が多い施設																			
卸売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等		都市計画決定が必要																		

地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	流通業務エリア	工業地帯	工業専用地域	(用途地域指定区域を除く)	備考
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	○	④	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	○	④	○	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	③ 2階以下
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	○	○	④	○	⑤ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの										○	○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 200㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの						○	○		○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○		○	○	○	▲			○	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○	▲	○		○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○		▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○		▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							①		○	○	○				②	① 客席200㎡未満 10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下
	キャバレー、ナイトクラブ等、個室付浴場等										○	▲				○	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	▲	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	(注)一団地の敷地内については別に制限あり																
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○		○	○	○	▲	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の床面積が50㎡以下		①	①	①	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。① 2階以下 ② 上記の制限に加えて、農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	③	③	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場										③	③	○	○	○	○	② 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												○	○	○	○	③ 150㎡以下
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場														○	○		
自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下	
火薬、石油類、ガスなどの危険物貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設											○	○	○	○	○	
	量が多い施設													○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画決定が必要															

地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種	第二種	第一種	第二種	第一種	第二種	準	田	近	商	準	複	工	工	(用	備	考
		種	種	種	種	種	種	住	園	隣	業	工	合	業	業	途		
○ … 建築ができる用途		種	種	種	種	種	種	住	園	隣	業	工	合	業	業	途		
■ … 原則として建築ができない用途		種	種	種	種	種	種	住	園	隣	業	工	合	業	業	途		
①, ②, ③, ④, ▲ … 面積, 階数等の制限あり		種	種	種	種	種	種	住	園	隣	業	工	合	業	業	途		
住宅, 共同住宅, 寄宿舍, 下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で, 非住宅部分の床面積が, 50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗, 喫茶店, 理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え, 500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	○	○	○	② ①に加えて, 物品販売店舗, 飲食店, 損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	③ 2階以下	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	④ 物品販売店舗, 飲食店を除く	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え, 10,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	○	○	○	○	⑤ 農産物直売所, 農家レストラン等のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの										○	○	○					
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が 200㎡を超え, 500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの						○	○		○	○	○	○	○	○	○		
ホテル, 旅館						▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場, スケート場, 水泳場, ゴルフ練習場, ハッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○		▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	麻雀屋, ぱちんこ屋, 射的場, 馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○		▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場							①		○	○	○	②			②	① 客席200㎡未満 10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下	
	キャバレー, ナイトクラブ等, 個室付浴場等										○	▲				○	▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学, 高等専門学校, 専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所, 一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社, 寺院, 教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○	○			○		
	公衆浴場, 診療所, 保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター, 児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫 ① ② ③ については, 建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	(注)一団地の敷地内については別に制限あり																	
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下	
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る	
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋, 洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車店等で, 作業場の床面積が50㎡以下		①	①	①	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。① 2階以下 ② 上記の制限に加えて, 農産物を生産, 集荷, 処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	③	③	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									③	③	○	○	○	○	○	① 50㎡以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○	○	② 農産物を生産, 集荷, 処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る	
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場														○	○	③ 150㎡以下		
自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下		
火薬, 石油類, ガスなどの危険物貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	○		
	量がやや多い施設											○	○	○	○	○		
	量が多い施設													○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下	
卸売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等		都市計画決定が必要																

地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業生産エリア	工業用地	工業専用地域	(用途地域調整区域を除く)	備考
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	○	④	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	○	④	○	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	③ 2階以下
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	⑤ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの										○	○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 200㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○		○	○	○	○			▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○	○	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○	○	▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							①		○	○	○	○			②	① 客席200㎡未満 10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下
	キャバレー、ナイトクラブ等、個室付浴場等										○	▲				○	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○	○				
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	(注)一団地の敷地内については別に制限あり																
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の床面積が50㎡以下		①	①	①	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。① 2階以下 ② 上記の制限に加えて、農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	③	③	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場										③	③	○	○	○	○	① 50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												○	○	○	○	② 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													○	○	○	③ 150㎡以下	
自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設											○	○	○	○	○	
	量が多い施設												○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画決定が必要															

地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	準工業生産エリア	工業地帯	工業専用地域	(用途地域指定区域を除く)	備考
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	○	④	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	○	④	○	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	③ 2階以下
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	④ 物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	④	○	⑤ 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの										○	○	○				
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 200㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○			○	○	○				▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等				▲	○	○			○	○	○		○		▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等					▲	▲			○	○	○		▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					▲	▲			○	○	○		▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場						①			○	○	○				②	① 客席200㎡未満 10,000㎡以下 ② 10,000㎡以下
	キャバレー、ナイトクラブ等、個室付浴場等										○	▲				○	▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○					
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	(注)一団地の敷地内については別に制限あり																
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	③ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の床面積が50㎡以下		①	①	①	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。① 2階以下 ② 上記の制限に加えて、農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	③	③	○	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									③	③	○	○	○	○	○	① 50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	○	○	② 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの(著しい騒音を発生するものを除く。)に限る
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場														○	○	③ 150㎡以下
	自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下	
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○		
	量がやや多い施設											○	○	○	○		
	量が多い施設													○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画決定が必要															

地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要表

この表は、用途地域に係る建築物の用途の制限の概要表に、地区計画の区域に係る建築物の用途の制限の概要を加えたものです。

建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	(用途地域化区域の指定区域を除く)	備考
○ … 建築ができる用途 ■ … 原則として建築ができない用途 ①, ②, ③, ④, ▲ … 面積, 階数等の制限あり																
住宅, 共同住宅, 寄宿舍, 下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で, 非住宅部分の床面積が, 50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え, 500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え, 10,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	○	④	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの									○	○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が 200㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 200㎡を超え, 500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え, 1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え, 3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの						○	○		○	○	○	○	○	○	
ホテル, 旅館						▲	○	○		○	○	○			○	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場, スケート場, 水泳場, ゴルフ練習場, パッティング練習場等					▲	○	○		○	○	○	○		○	
	カラオケボックス等					▲	▲			○	○	○	○	▲	▲	
	麻雀屋, ばちこ屋, 射的場, 馬券・車券発売所等					▲	▲			○	○	○	○	▲	▲	
	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場							①		○	○	○			②	
	キャバレー, ナイトクラブ等, 個室付浴場等									○	▲				○	
公共施設・病院・学校等	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学, 高等専門学校, 専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○			○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所, 一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社, 寺院, 教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○		○	○	○			○	
	公衆浴場, 診療所, 保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター, 児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	
	建築物附属自動車車庫 ① ② ③ については, 建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○	
	(注)一団地の敷地内については別に制限あり															
	倉庫業倉庫							○		○	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)					▲	○	○		○	○	○	○	○	○	
	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋, 洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車店等で, 作業場の床面積が50㎡以下		①	①	①	○	○	○	②	○	○	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	③	③	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場										③	③	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													○	○	
	自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	○	
火薬, 石油類, ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②	○	○		○	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設									○	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設											○	○	○	○	
	量が多い施設												○	○	○	
卸売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等		都市計画決定が必要														